



今月のテーマ

処理不適合物、処理困難物の適正な処理方法

1. はじめに

多くの処理業者は廃棄物を受け入れ処理する場合は必ず「処理不適合物、処理困難物」が発生し、その扱いに苦慮している。

原理原則の対応では、持ち帰らせる又は、返却するといった対応となる。

もし、返却も持ち帰りもできない場合はどうしているのか？表に出せない問題です。

2. 処理不適合物とは何か？

- ① 処理施設の許可品目でない物（特別管理産廃物など）
- ② 法令上の破碎禁止物（石綿含有物など）
- ③ 許可品目でないために処理能力があっても処理不能な物

日常的に発生するものであり、頭を悩ませている業者も多いと思う。

3. 処理困難物とは何か？

廃棄物は混合状態で排出されるケースが多い。内容物には有害物や危険物、発火物が含まれていたりする。混合状態では処理が困難な廃棄物が沢山存在する。

水銀使用製品、鉛バッテリー、PCB 使用廃棄物、消火器等も処理困難物に含まれる。

4. 適正な処理方法とは？

中間処理施設などにて上記の 2.及び 3.の廃棄物が発見された場合には、原則は持ち帰り、又は返却となるが、その取扱いが困難なケースも多々ある。

すなわち、当該処理施設にて選別処理する過程で発生した廃棄物もあり当該施設が排出者となって適正に処理をする視点が重要である。マニフェスト伝票も当該施設名で記載し備考欄にはその旨を記載する。

5. 保管方法には知恵と工夫が必要

処理施設では、処理前・処理後に区分されて許可品目ごとに看板を設置して保管する法令上の厳しい遵守規定がある。

処理不適合物と処理困難物は選別後に看板をつける。この場合に処理前、処理後の看板ではな

く排出事業者用の保管看板を設置する事が重要である。

排出者用であるので当該施設の許可品目には拘束されない。そのため具体的品目ではなく「処理不適合物」又は「処理困難物」という表示とする。

6. 行政の立入検査時の対応

行政の立入検査では、排出事業者用の保管場所である旨を強調する。

廃棄物処理施設では搬入されてくる物は商品とは違い規格もサイズも材料もバラバラな物が持ち込まれる。時には許可品目以外の物や危険物が搬入されるケースも少なくない。適正処理と作業の安全を目的とした選別廃棄物に対する受け皿を設けることに対して行政は文句をつける事は出来ない。

7. 環境省通知における位置づけ

混合廃棄物が搬入されて当該施設で処理できない場合は、他の処理できる業者に処理を委託できるとする次の通知がある。

平成 15 年 2 月 13 日付環産第 90-2 号
環境省産廃課長名通知

『廃掃法適用上の疑義について』

千葉県への照会した事案に対する回答

【混合廃棄物の処理に関する許可について】

「混廃を搬入し、選別後に一部を処分、残りを売却及び処分委託する場合は、分解又は選別と考え（みなして）、中間処分の許可のみで対応できるものと解してよいか？」

【回答】

「貴見のとおり解して差し支えない。」

以上

★次号は「有償で取引された場合以外で無償又は逆有償で取引された場合に、その取引内容によっては産廃処理業の許可は要求されない」という【木くず裁判】の内容をお知らせします。

☆お知らせ

千葉日報 2022年2月7日

日本経済新聞 2022年2月21日

弊所代表北村亨のコメントが掲載されました。

是非ご一読下さい！

